

令和2年度第1回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年4月13日(月) 午後1時30分から午後3時30分

2. 開催場所 白兔会館 2階 らいちょうの間

3. 出席委員 (23名)

会長	3番	濱田香	会長職務代理者	9番	田淵緑
委員	1番	家根宗継	委員	14番	香川恵
〃	2番	川上信温	〃	15番	山口三子夫
〃	4番	谷口伸樹	〃	16番	福田淳一郎
〃	5番	小林一	〃	17番	加藤修
〃	6番	大西淳	〃	18番	柳田和廣
〃	7番	石谷隆	〃	19番	田中和美
〃	8番	山田準二	〃	20番	村田幸範
〃	10番	建部憲二	〃	21番	福安修
〃	11番	小林勉	〃	22番	砂川重雄
〃	12番	猪口実	〃	24番	安東和彦
〃	13番	岩永正司			

4. 欠席委員 (1名)

委員 23番 福田 収

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明について

議案第5号 鳥取市農用地利用集積計画について

議案第6号 鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

(1) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について

(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

(3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について

(4) 公共事業の施行に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について

(5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について

(6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

6. 事務局 谷口局長 蜂谷局長補佐 堀係長 坂本主任 川口主事

7. 会議内容

	開会：午後1時30分
会長職務代理者 議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和2年度第1回農業委員会総会を開会します。まず、定足数の確認をします。農業委員24名中、現在23名の出席ですので、会議は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名委員には、13番 岩永委員、14番 香川委員を指名します。では、議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>整理番号1番につきましては、福部町湯山地内の畑、640㎡を交換により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地までの距離は同じ集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は98アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
香川委員	ただいま事務局の方からも少し触れましたが、昭和37年に土地の交換をしております。その時の誤登記の訂正を行うということで、この度、所有権移転の申請が出ているものです。現地確認をしましたが、現在は果樹園として作っていますし、今後も果樹園として継続して作って行くということを確認いたしましたので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号2番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号2番につきましては、宮谷地内の畑、396㎡を売買により所有権移転するものです。

	<p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地と同じ集落内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 50 アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は 61 アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
加藤委員	畑として利用されております。来年以降、譲渡人が耕作できないということで譲受人に売買し、引き続き耕作するというものです。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
議 長	では議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>整理番号1番につきましては、墓地を転用目的とするものです。</p> <p>申請地は、福井地内の畑1筆、391㎡の内16.56㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当します。</p> <p>申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
福田淳委員	推進員と現地確認しました。申請人が、年を取ったので、通えないということで墓を山の上の方から下ろしてくるものです。移転する予定地につきましては、住宅のそばの山裾の狭い畑のごく一部を墓にするものです。生産効率の悪い畑の一部を墓にするもので、近隣は申請者の土地です。

		<p>転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議	長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号2番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>整理番号2番につきましては、墓地を転用目的とするものです。 申請地は、青谷町北河原地内の畑1筆、102㎡の内14.40㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当します。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
石 谷 委 員		<p>4月3日に推進員と事務局で現地確認しました。申請地の隣は、既に墓になっております。 転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議	長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号3、4を一括して審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>整理番号3番につきましては、植林を転用目的とするものです。 申請地は、上段地内の畑1筆、747㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当します。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適当であると判断します。 整理番号4番につきましては、植林を転用目的とするものです。 申請地は、上段地内の畑1筆、1157㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当します。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適当であると判断します。</p>

	以上で説明を終わります。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
加藤委員	<p>推進員で現地確認しました。整理番号3番、4番も一部畑として残っている部分はあるんですけども、孟宗竹でほとんど覆われておりまして、孟宗竹を処分して森林組合の指導のもと、クヌギの木を植えるということで申請が出されております。</p> <p>転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議 長	では、整理番号3番、4番一括して質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号整理番号3番、4番一括して、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>では議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>整理番号1番につきましては、ドッグランを転用目的とするものです。</p> <p>申請地は、河原町曳田地内の田1筆、383㎡です。農地区分は、第1種農地に該当し、許可根拠は集落接続です。</p> <p>申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
田淵委員	<p>担当推進委員と現地確認しました。申請地は、去年まで譲渡人が田圃を作っておられまして、譲受人が50cm土を埋め上げて、コンクリート壁をして、その上に金網をして犬が逃げないような高さにして使用したいとのことでした。譲受人の家は、隣に別の方の家が1軒あるんですけど、その他のお宅とは離れておりまして、近隣に迷惑をかけることは少ないと思います。申請地は譲受人の家の裏に位置することになります。今、犬を5頭飼っておられまして、普段は家の中で飼育しておられます。普段は今まで通りで、運動させる時にそこに連れ出して運動させるということだそうです。</p> <p>転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして整理番号2番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>

	<p>整理番号2番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。</p> <p>申請地は、用瀬町鷹狩地内の田1筆、1397㎡の内614.79㎡です。農地区分は、第3種農地、駅・役場等から300以m内の農地に該当します。申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
安 東 委 員	<p>4月6日に担当推進委員、事務局、譲渡人で現地確認しました。申請地は、今まで、田圃を作られていた所です、その一部を譲受人が住宅を建築されるということです。近隣の承諾書も取っておられます。</p> <p>転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして整理番号3番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号3番につきましては、資材置場、車庫を転用目的とするものです。</p> <p>申請地は、用瀬町鷹狩地内の田1筆、1473㎡です。農地区分は、第2種農地で駅・役場等から500以m内の農地に該当し、許可根拠は代替地なしです。</p> <p>申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
安 東 委 員	<p>4月6日に担当推進委員、事務局、譲渡人で現地確認しました。申請地は、譲受人が、資材置場、雪かきをする建設機械等を置く車庫、駐車場等にしたいということです。以前、農地転用の許可になった所と続きの所です。排水等のことを検討して、今ある排水溝を少し移動して排水路に持っていくということです。</p> <p>転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。</p>
小 林 勉 委 員	<p>これは道がないのでは。</p>
安 東 委 員	<p>道というのは、国道から申請地に入るまでの4筆を前回の農地転用で取得しております、国道側から入れます。</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p>

		整理番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第4号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第4号非農地証明について説明します。 整理番号1番の申請地は、田島地内の畑1筆、185㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
会長職務代理者		では、担当農業委員の報告をお願いします。
濱 田 委 員		4月3日に事務局と現地確認しました。申請地の現況は、住宅が建築され、宅地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号2番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号2番の申請地は、岩倉地内の田1筆、257㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長		では、担当農業委員の報告をお願いします。
岩 永 委 員		4月3日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、以前に住宅敷地として利用されておりましたが、現在は建物が取り壊されております。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号3番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号3番の申請地は、河原町曳田地内の畑2筆、合計630㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。

議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
田 淵 委 員	4月6日に申請人、担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は住宅の裏手に位置しておりますが進入路は無く、申請地の現況は、竹が繁茂し原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号4番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号4番の申請地は、用瀬町鷹狩地内の田1筆、639㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
安 東 委 員	4月6日に申請人、担当推進委員、用瀬地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、平成9年頃から間伐材置場として利用されておりましたが、現在は住宅が建築され、宅地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号5番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号5番の申請地は、国安地内の田1筆、928㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
村 田 委 員	3月31日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は集落内の住宅に囲まれた農地であり、申請地の現況は、隣接の宅地と一体的に宅地として利用されているほか、雑種地となっております。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号6番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号6番の申請地は、福部町湯山地内の田1筆、1,652㎡です。申請事由は、 長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
香 川 委 員	4月3日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地までの進入路は無く、 申請地の現況は、雑木・笹が繁茂し、原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然 潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断しま す。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号7番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号7番の申請地は、気高町上光地内の田3筆、畑2筆、合計569.29㎡です。 申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
柳 田 委 員	4月1日に申請人、担当推進委員、気高地域の推進委員1名および事務局と現地確認し ました。申請地の現況は、昭和44年頃に建築された母屋および納屋3棟が建築され、宅 地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経 過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認する ことに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号7番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号8番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号8番の申請地は、河原町高福地内の畑1筆、102㎡です。申請事由は、人為 的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。

	以上で説明を終わります。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
谷口伸委員	3月30日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、集落の選果場として利用されております。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号8番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号9番は整理番号10番と関連していますので一括して審議します。 事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号9番の申請地は、福部町細川地内の田1筆、10㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 整理番号10番の申請地は、福部町細川地内の田1筆、110㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
香川委員	4月3日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、住宅敷地への出入口および庭として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号9番および10番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第5号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第5号鳥取市農用地利用集積計画について説明します。 鳥取市長から、令和2年4月24日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規131件、更新24件、合計155件で、面積は、田232, 283㎡、畑69, 480㎡、その他32, 356㎡、合計334, 119㎡です。 権利種別の内訳は、賃借権119件、使用貸借による権利36件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は

		見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第6号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第6号鳥取市農用地利用配分計画について説明します。 鳥取市長から、農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。これは、農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項に基づき、鳥取市が作成した農用地利用配分計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田136,252㎡、畑6,843㎡、その他32,610㎡。権利種別の内訳は、賃借権89件、使用貸借による権利18件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
		報告事項 (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について (3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について (4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議	長	それでは検討事項がありますので事務局お願い致します。 令和2年度 農業委員会事務局事務分掌について
事 務 局		失礼します。お手元に今年度の農業委員会事務局事務分掌を配布していますのでそちらをご覧くださいながら、説明を行います。 農政系の職員が1名異動となりました。なお、教育総務課から異動してきた職員がいますが後任という扱いになります。なお、農業者年金や家族経営協定などの業務を主にやってもらうこととなります。また、農地係内で事務分掌が変わっていますが、現地確認などよろしくお願ひします。

	令和2年度 農業委員会活動計画（案）について
事務局	<p>同じくお手元に配布しています年間活動計画をご覧ください。</p> <p>7月に改選がありますので、新しい体制で臨むこととなります。会場については流動的な部分がありますので詳細についてはまたご連絡いたします。</p> <p>「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」（案）について</p>
事務局	<p>こちらの点検・評価について、今後、農地利用最適化推進委員には郵送にて意見照会をおこなっていく予定にしています。新型ウイルス感染症対策のため今後どうしていくかは未定ですが、気付いたことなどがあれば随時、連絡をいただきたいと思います。</p> <p>なお、6月の総会で最終的に承認をいただきたいと考えています。</p>
福田淳委員	課税強化について件数などが分かれば教えていただきたいと思います。
事務局	手元に数字がありませんので、次の総会で回答させてください。
議長	どのくらいありますか。
事務局	全くのゼロではありませんが、正確な数字はここでは申し上げられません。
田中委員	不在地主の件について、現在の状況を教えてください。
議長	不在地主は申請があってから判明するものではないかと思います。また、追跡については事務局が行うことになるのではないのでしょうか。
田中委員	不在地主については手引きが出ているはずですが、目に見える形で見せてほしいと思います。
事務局	不在地主の場合の取り扱いについては出ています。実際に農地利用状況調査を行って不明な場合は事務局までお問い合わせください。個別具体のものについては、相続人を特定して指導等を行っていきたいと思います。
議長	随時、事務局に問い合わせしてほしいと思います。放置するということはありませんので。
柳田委員	3年間委員をしてみて、全国農業新聞などを見てみると農業委員と農地利用最適化推進委員が協力している事例を確認できます。モデル地域を作って展開できるような取り組みを始めてみてはどうでしょうか。
議長	全くその通りだと思います。「人・農地プラン」の取組についても実質化されたプランについて4地域設定されていますが、まさにそのとおりだと思います。
会長職務代理	<p>自分が担当している地域では農地利用最適化推進委員が集落内で農地として今後活用できない農地を一筆ずつ調べて法人化に向けた取り組みを行っています。個々の農地利用最適化推進委員が頑張っている例もあります。</p> <p>鳥取市は広いので、一斉に手を付けるのは難しいと思います。地道に自分の集落から掘り起こしをしていってもらいたいと思います。</p>
柳田委員	確かに広げていく必要があります。
小林一委員	毎月の総会では、農地法関係の審議に時間がかかっていてこのような時間が取れてないのが現状です。モデル事業を出して年に何回は事例紹介をしてもらうのも一つの方法だと

	<p>思います。次回の農業委員会総会ではそのような取り組みを行ってほしいと思います。</p>
建部委員	<p>少しいいですか。</p>
議長	<p>どうぞ。</p>
建部委員	<p>他市の農業委員会会長が金銭の授受で問題になったが、その後、何か聞いていませんか。</p>
事務局	<p>特には聞いていません。 ただし、詳しい内容は把握していませんが基本的には農業委員、農地利用最適化推進委員とも公務員と同じ扱いになりますのでそのあたりは確認をお願いします。当然なことですが、特定の方が優位になるようなことではなく、法令に基づいて判断をお願いしたいと思います。</p>
	<p>「次の会場はどうなっていますか、農地利用最適化推進委員の出席はどうなりますか」と呼ぶ者あり。</p>
議長	<p>お願いします。</p>
事務局	<p>次の会場や農地利用最適化推進委員の出席については、新型コロナウイルス感染症対策のため、不確定な状況です。今回、農地利用最適化推進委員の方には密を避けるために出席を御遠慮していただきました。 感染予防は十分に行っていただきたいと思います。</p>
会長職務代理	<p>今回は、令和2年5月12日（火）です。 以上で第1回農業委員会総会を終了します。</p>
	<p>閉会：午後3時30分</p>